

競争的資金等取扱規程

第1条（目的）

この規程は、当社における競争的資金等の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

競争的資金等の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

第3条（定義）

この規程において「競争的資金等」とは、次のものをいう。

- (1) 研究者が自主的に研究課題を設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金及び助成金
- (2) 研究者が資金配分機関の研究課題に対して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と採択された研究者の所属機関の間で委託契約が結ばれる委託費（再委託契約によるものも含む。）

②この規程において「部局」とは、開発担当部門並びに事務担当部門をいう。

第4条（責任と権限）

当社の競争的資金等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び部局管理責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、競争的資金等の適正な運営及び管理について当社を統括する権限を有すると共に最終責任を負うものとし、社長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営、管理及びコンプライアンス教育について、全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、管理部門担当役員をもって充てる。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、機関における競争的資金等の運営、管理及びコンプライアンス教育について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、当該案件の開発担当部局長をもって充てる。
- (4) 部局管理責任者は、当該部局における競争的資金等の適正な運営及び管理について統括する権限と責任を有し、部局の長をもって充てる。

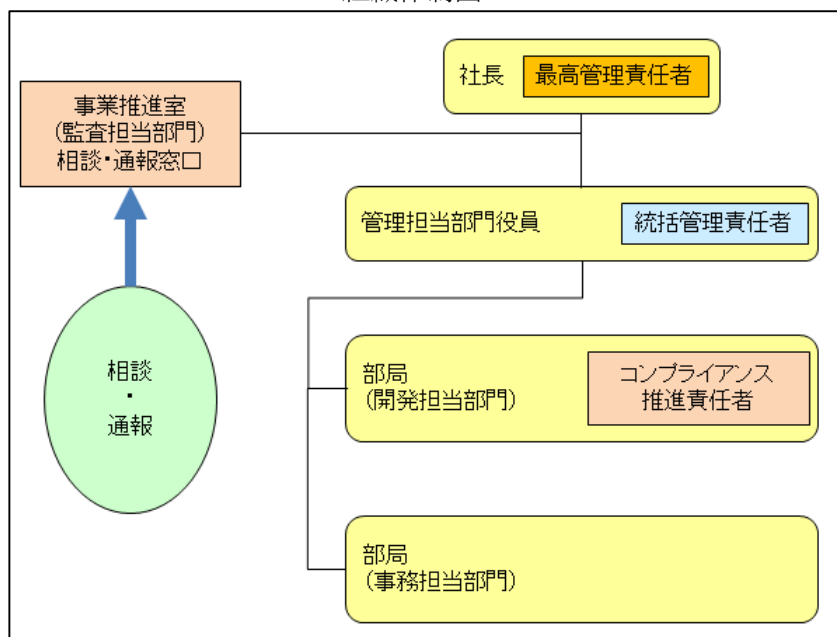
②最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び部局管理責任者が責任を持って競争的資金等の適正な運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

第5条（組織体制）

当社において競争的資金等の適正管理を図るための組織体制は下図のとおりとする。

競争的資金等取扱規程	社規－7300－*	
------------	-----------	--

組織体制図



②組織の運営等に関し必要な事項については、別に定める。

第6条（不正防止計画の策定）

コンプライアンス推進責任者は、不正の発生する要因を把握した上で、競争的資金等を適正に運営及び管理するため、不正防止計画を策定するとともに、必要に応じて不正防止計画を見直すものとする。

②コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画の策定に当たり次の各号に掲げる事項を明記するものとする。

- (1) 謝金及び賃金の支給等に係る実態又は事実の確認体制の構築及び実施
- (2) 旅費における運賃等の確認体制の構築及び実施
- (3) 物品等の発注に基づく適正な給付の完了の確認体制の構築及び実施
- (4) コンプライアンス教育の実施

③コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画の策定が完了したときは、統括管理責任者に提出するものとし、これを変更する場合においても同様とする。

④前項の提出を受けた統括管理責任者は、内容検討の上、最高管理責任者に報告するものとする。

⑤統括管理責任者は、内容検討により不正防止計画の内容が不適当又は不十分であると認める場合には、コンプライアンス推進責任者に対し改善を求めることができるものとする。

⑥コンプライアンス推進責任者は、前項の改善を求められた場合はこれを改善し、統括管理責任者に提出するものとする。

第7条（不正防止計画の実施）

コンプライアンス推進責任者は、主体的に不正防止計画を実施しなければならない。

②コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画の実施状況について、毎事業年度終了後6か月以内に書面により統括管理責任者に報告するものとする。

③前項の報告を受けた統括管理責任者は、内容検討の上、最高管理責任者に報告するものとする。統括管理責任者は、内容検討により、報告内容が不適当と認められる場合には、コンプライアンス推進責任者に対し改善を求めるものとする。

④前項の報告を受けた最高管理責任者は、不正防止計画の策定や実施を基に、違法行為や不正が行われないよう、当社における競争的資金等の適正な運営及び管理を行うものとする。

第8条（相談窓口の設置）

当社における競争的資金等に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。
②相談窓口は、競争的資金等に係る事務処理手続に関する社内外からの問い合わせに対応し、当社における研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

第9条（通報窓口の設置）

当社における競争的資金等に係る社内外からの通報に適切に対応できるようにするため通報窓口を置く。
②通報窓口に関し必要な事項については、別に定める。

第10条（不正使用の判定等）

通報により当社における不正使用の疑いがある場合の調査、審理及び判定に関する事項は別に定める。

第11条（内部監査の実施）

事業推進室は、不正防止計画について、不正防止計画推進部署と連携し、毎事業年度に実施状況を内部監査し、形式的要件の監査のほか、体制に関する監査を実施する。
②事業推進室は、前項の監査を実施したときは、書面により最高管理責任者に遅滞なく報告するものとする。

第12条（監査結果等の反映）

最高管理責任者は、会計監査人の監査及び内部監査等の指摘を統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に周知しなければならない。
②統括管理責任者は、前項の指摘により不正防止計画の変更が必要と判断した場合は、コンプライアンス推進責任者に改善を指示するものとする。
③統括管理責任者は、第1項の指摘により不正防止計画が計画どおりに実施されていないと認める場合については、コンプライアンス推進責任者に改善を命ずるものとする。

第13条（雑則）

この規程に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

関連規程 社規－7300・1 「競争的資金等の不正使用への対応に関する細則」
社規－7300・2 「競争的資金等の不正使用に関する通報窓口細則」
社規－7300・3 「競争的資金等に係る物品購入等契約に関する取引停止等手続細則」

付 則 本規程は2014年11月1日より実施する。